

尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険にお申込みいただいた皆様へ

◎「認知症高齢者等個人賠償責任保険」とは

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する制度です。

保険に加入できたか確認する方法は？

保険加入要件該当者であった場合は、後日保険会社から加入者証を送付いたします。保険加入要件非該当者であった場合は、市からお知らせを送付いたします。



保険の適用開始日について

保険の適用開始日は、加入者証の到着日にかかわらず、地域包括支援センターで加入申請書を受け付けた日となります。受付日については下記をご参照ください。ただし、加入申請時に要介護・要支援の認定申請中の方については、保険適用開始日は要介護・要支援の認定日となります。

あなたの受付日は

_____年 月 日です。



加入申請時から状況が変わった場合は？

申請を受け付けた地域包括支援センターに「尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険（変更・脱退届）」で報告してください。なお、脱退手続きがなくても、加入要件に該当しなくなったことを市が確認した場合は、保険登録を抹消することがあります。（保険登録抹消となった際は市からお知らせを送付いたします。）

万が一事故を起こしてしまった場合は？

保険会社指定の事故受付窓口三井住友海上事故受付センター（電話番号：0120-258-189）に連絡をしてください。24時間365日受付が可能です。なお、日本国内で発生した事故であれば保険会社に相手方との示談交渉を依頼することが可能です。日本国外で発生した事故については、保険の対象にはなりません、示談交渉サービスの対象にはなりません。



保険契約の更新等について

おおむね1年ごとに、重要書類等送付先の方に対して、認知症みんなで支えるSOSネットワークの事前登録継続意向確認書を送付します。保険契約の更新意向についても、同書面内で確認させていただきます。万が一、事前登録継続意向確認書に対して、3年連続でご返信がない場合、登録継続意向なしと判断し、尼崎市が認知症みんなで支えるSOSネットワーク及び認知症高齢者等個人賠償責任保険の登録取消し手続きを行います。

当事業に関するお問い合わせ先について

お住まいの地区を担当する「地域包括支援センター」または「尼崎市包括支援担当」までご連絡ください。

①地域包括支援センター

地域包括支援センター	TEL(局番 06)	FAX(局番 06)	地域包括支援センター	TEL(局番 06)	FAX(局番 06)
中央東	4868-8300	4868-8303	立花南	6428-7112	6423-0130
中央西	6430-5615	6430-7720	立花北	6422-3333	6422-0025
小田南	6488-0180	6488-0190	武庫東	4962-5308	4962-5309
小田北	6498-5111	6492-1100	武庫西	6438-3955	6438-3956
大庄南	6417-0125	4950-4715	園田南	6494-8087	6494-8086
大庄北	6430-0511	6430-0512	園田北	6498-0826	6498-0909

②尼崎市包括支援担当 認知症・介護予防担当

電話番号：06-6489-6356

FAX番号：06-6489-6528

E-mail: ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

